

○地方公務員法 (昭和二十五年十二月十三日 法律第二百六十一号)

沿革

昭和二十七年法律一七五号、二六二号、二八九号、二九一年一五六号、一六三号、一九二号、三一年一四八号、三四年一三七号、一九九号、三五年一三三号、三七年一三〇号、一三三号、一四〇号、一五二号、一六一号、三八年九九号、三九年一八八号、四〇年七一七号、四一年二〇〇号、四二年六一号、一一一号、四六年一七七号、四七年五七号、五二年七八号、五三年七九号、五四年六八号、五六年九二号、五七年四〇号、六六号、六〇年一〇八号、六二年九九号、平成三年二四号、七九号、四年二二号、五年八九号、七年五四号、九年八号、六七号、一〇年一一二号、一一一年八七号、一〇七号、一五号、一六〇号、一二年二二号、一三年一一二号、一五年一〇四号、一八九号、一六年七六号、八四号、八五号、一四〇号、一四七号、一八五号、一九年四六号改正

(編者注)

平成一八年六月二日法律第五〇号による改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八年法律第四八号)の施行の日(平成二〇年二月一日)から施行につき、本文には直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

目次

第一章 総則(第一条—第五条)……………九

第二章 人事機関(第六条—第十二条)……………一三

第三章 職員に適用される基準……………二〇

第一節 任用(第十三条—第十四条)……………二〇

第二節 通則(第十五条—第二十二条)……………二一

第三節 職階制(第二十三条)……………二九

第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件(第二十四—第二十六条の三)……………三〇

第四節の二 休業(第二十六条の四・第二十六条の五)……………三八

第五節 分限及び懲戒(第二十七条—第二十九条)……………三八

の二)……………三八

第六節 服務(第三十条—第三十八条)……………五三

第七節 研修及び勤務成績の評定(第三十九条・第四十条)……………六四

第八節 福祉及び利益の保護(第四十一条—第五十一条の二)……………六四

第一款 厚生福利制度(第四十二条—第四十四条)……………六四

第二款 公務災害補償(第四十五条)……………六五

第三款 勤務条件に関する措置の要求(第四十六条—第四十八条)……………六六

第四款 不利益処分に関する不服申立て(第四十九条—第五十一条の二)……………六九

第九節 職員団体(第五十二条—第五十六条)……………七五

第四章 補則(第五十七条—第五十九条)……………八六

第五章 罰則(第六十条—第六十二条)……………九〇

附則……………九一

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを目的とする。

一部改正(平成一五年法律一一九号)

【参照条文】(地方公共団体)自治法の一・一の三・二、(地方自治の本旨)憲九二、自治法一、(地方公務員)法三・四、自治法一七二、(本法を読み替えて適用される職員)地教行法四七、地教行令七、(特

例）法五七、教特法

（この法律の効力）

第二条 地方公務員（地方公共団体のすべての公務員をいう。）に關する従前の法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程の規定がこの法律の規定に抵触する場合にはこの法律の規定が、優先する。

一部改正（平成十五年法律一一九号）

【参照条文】自治法一四一六

【一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員】

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長

の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

一部改正（昭和七年法律一七五号・三四年一九九号・三八年九九号・四一年二〇号・平成四年二三号・七年五四号・一五年一一九号・一六年一四〇号）

【参照条文】（公選によるもの）|| 議会の議員・地方公共団体の長）自治法一七・一三九、（特別区の区長）自治法二八三・一三九、（農業委員会会の委員の選挙によるもの）|| 選挙管理委員会）自治法一八二、（議会の同意によるもの）|| 副知事・助役）自治法一六二、（出納長・収入役）自治法一六八、（監査委員）自治法一九六、（人事、公平委員会）自治法九二、（公安委員会）警察法三九、（教育委員会）地教法四四、（固定資産評価員）地税法四〇四、（固定資産評価審査委員会の委員）地税法四二二、（法令に基く委員）|| 農業委員会の委員）農委法四、（農業共済保険審査会の委員）農災法一四三の二、（漁業調整委員会の委員）漁業法八二、（水防協議会の委員）水防法二六、（公民館運営審議会の委員）社教法三〇、（社会教育委員）社教法一五、（国民健康保険運営協議会の委員）国保法一、（児童委員）児福法一五、（児童福祉審議会の委員）児福法九、（民生委員推薦会の委員）民委法八、（伝染病予防委員）伝予法一五、（建築審査会の委員）建基法七九、（固定資産評価員）地税法四〇四、（固定資産評価審査委員会の委員）地税法四二二、（臨時又は非常勤の顧問等）|| 専門員）自治法一七四、（消防団員）|| 消防法一五の二一五の四、（水防員）|| 水防法六

【実例】1 校医の職は、その勤務態様からして非常勤であり嘱託的性質のものであると解せられる。従つて法第三条第三項第三号の「これら者に準ずる者の職」に包含されるものと解する。（昭二六・二・六地自乙発三七）

2 市町村の公民館長は、その職務内容からみて、常勤のものは一般職、非常勤のものは特別職（地方公務員法第三条第三項第三号の非常